



栃木県公報

令和4(2022)年
10月24日(月)
号 外
第58号

目 次

条 例

○職員の定年等に関する条例の制定	5
○職員の給与に関する条例等の一部改正等	12
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	69
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正	70
○栃木県手数料条例の一部改正	76
○特定非営利活動促進法施行条例の一部改正	78
○栃木県道路占用料徴収条例の一部改正	80
○栃木県建築基準条例等の一部改正	81

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の定年等に関する条例の制定（栃木県条例第29号）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に関し必要な事項を定めるため、職員の定年等に関する条例の全部を改正することとしました。

1 定年による退職（第2条関係）

定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とすることとしました。

2 定年（第3条及び附則第2条関係）

- (1) 職員の定年は、年齢65年とすることとしました。ただし、経過措置として61歳から段階的に引き上げることとしました。
- (2) 保健所その他の医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師に係る定年は、年齢70年とすることとしました。ただし、経過措置として66歳から段階的に引き上げることとしました。

3 管理監督職勤務上限年齢制

- (1) 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、次に掲げる職（保健所その他の医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とすることとしました。（第6条関係）

ア 職員の給与に関する条例第9条の2第1項、栃木県公立学校職員給与条例第8条の2及び栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定による給料の特別調整額を支給される職員の職

イ 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官（アに掲げる職を除く。）

ウ ア及びイに掲げる職との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職

- (2) 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とすることとしました。（第7条関係）

- (3) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとしました。

ア 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

イ 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

ウ 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (4) 任命権者は、(3)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管

理監督職群に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができることとしました。（以上第9条関係）

4 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第12条関係）

任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとしました。

5 定年退職者等の暫定再任用

(1) 任命権者は、施行日前に退職した者等のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとしました。

(2) 令和14(2032)年3月31日までの間、任命権者は、施行日以後に退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとしました。（以上附則第4条関係）

(3) 任命権者は、施行日前に退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとしました。

(4) 令和14(2032)年3月31日までの間、任命権者は、施行日以後に退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとしました。（以上附則第5条関係）

6 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第10条関係）

任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする事としました。

7 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正等（栃木県条例第30号）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定めること等のため、次のとおり改廃をすることとしました。

1 職員の給与に関する条例関係

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間を除して得た数を乗じて得た額とすることとしました。（第6条関係）

(2) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（(3)において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとしました。（附則第10項関係）

- (3) 他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この(3)において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(2)により当該職員の受ける給料月額（以下この(3)において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下この(3)において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給することとしました。（附則第12項関係）
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 栃木県公立学校職員給与条例関係
- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとしました。（第7条関係）
- (2) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（(3)において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとしました。（附則第20項関係）
- (3) 他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この(3)において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(2)により当該職員の受ける給料月額（以下この(3)において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下この(3)において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給することとしました。（附則第22項関係）
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。
- 4 職員の退職手当に関する条例関係
- (1) 当分の間、11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額に関する規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について準用することとしました。（附則第17項関係）
- (2) 当分の間、25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額に関する規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について準用することとしました。（附則第18項関係）
- (3) 1の(2)及び2の(2)による職員の給料月額の改定は、給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例措置の対象とすることとしました。（附則第20項関係）
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 職員の服務の宣誓に関する条例、職員の分限に関する条例、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例、学校職員の分限に関する条例、学校職員の懲戒に関する条例、学校職員定数条例、職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、栃木県警察職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、職員の高齢者部分休業に関する条例及び栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。
- 6 職員の再任用に関する条例関係
職員の再任用に関する条例は、廃止することとしました。
- 7 施行期日等
- (1) この条例は、一部を除き、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- (3) 関係条例について所要の規定の整備をすることとしました。
- ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第31号）
- 1 児童福祉法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1及び別表第2関

係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇**栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正**（栃木県条例第32号）

1 情報通信技術を利用する方法により申請等に係る手数料を納付することができるようにすること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名及び第1条～第7条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、令和4(2022)年11月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 職員等の旅費に関する条例（第4条及び第13条関係）

イ 栃木県県税条例（第111条関係）

ウ 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（第2条関係）

◇**栃木県手数料条例の一部改正**（栃木県条例第33号）

1 教育職員免許法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇**特定非営利活動促進法施行条例の一部改正**（栃木県条例第34号）

1 特定非営利活動促進法に基づく申請等に関し情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにすることとしました。（第16条及び第17条関係）

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、令和4(2022)年12月1日から施行することとしました。

◇**栃木県道路占用料徴収条例の一部改正**（栃木県条例第35号）

1 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等の施設の道路占用料及び洪水等からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の道路占用料を新設することとしました。（別表関係）

2 この条例は、令和4(2022)年11月1日から施行することとしました。

◇**栃木県建築基準条例等の一部改正**（栃木県条例第36号）

1 建築基準法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

(1) 栃木県建築基準条例（第45条関係）

(2) 栃木県手数料条例（別表第1関係）

(3) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（別表第1関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 職員の定年等に関する条例
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 3 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 6 特定非常利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 7 栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 8 栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例

令和4年10月24日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第29号

職員の定年等に関する条例

職員の定年等に関する条例(昭和59年栃木県条例第2号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 定年制度(第2条—第5条)
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)
- 第4章 定年前任用短時間勤務制(第12条)
- 第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づき、県の職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年による退職)

第2条 法第28条の6第1項の条例で定める日は、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)とする。

(定年)

第3条 法第28条の6第2項の条例で定める定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、保健所その他の医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師に係る法第28条の6第2項の条例で定める定年は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が法第28条の6第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 知事は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職（保健所その他の医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第9条の2第1項、栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）第8条の2及び栃木県企業局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例（昭和41年栃木県条例第53号）第4条の規定による給料の特別調整額を支給される職員の職
- (2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前2号に掲げる職との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項の条例で定める管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができる年別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができる期間内当該業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きありと認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制
 （定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則
 （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条及び第12条の規定は、公布の日から施行する。
 （定年に関する経過措置）

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における新条例第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務による経過措置（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に令和3年改正法による改正前の法（以下この項において「旧地方公務員法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間

に、旧地方公務員法再任用（旧地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することとをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に関する規定に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に令和3年改正法による改正後の法（以下「新地方公務員法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

4 暫定再任用職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものとした場合における新条例定年をいう。附則第9条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条及び第5条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)

から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第10条 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに新条例第3条第2項及び旧条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当

該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。また、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

2 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。また、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（人事委員会規則への委任）

第12条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、人事委員会規則で定める。

栃木県条例第30号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(初任給、昇格及び昇給の基準)	(初任給、昇格及び昇給の基準)
第6条	略	第6条 略
2・3	略	2・3 略
4	職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。	4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。
5	職員の昇給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。	5 職員の昇給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。
6	略	6 略
7	人事委員会規則で定めるところにより55歳以上で人事委員会規則で定める年齢を超えている職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	7 人事委員会規則で定めるところにより55歳以上で人事委員会規則で定める年齢を超えている職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
8～10	略	8～10 略
11	法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前	11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）

の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担すること
を常例とする職員(交通機関等を利用してなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用して徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用してなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用して徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相

再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担すること
を常例とする職員(交通機関等を利用してなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用して徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用してなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用して徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)
ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相

当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「次項において同じ。)を負担することを常例とするもの)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要

当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするもの)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要

する特別料金等の額の2分の1に相当する額

(2) 略

4～8 略

(超過勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（定年前任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分。以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項

の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後

する特別料金等の額の2分の1に相当する額

(2) 略

4～8 略

(超過勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分。以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合は含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後

10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する超勤交代時間を指定された場合において、当該超勤交代時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤交代時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条

においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に

10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する超勤交代時間を指定された場合において、当該超勤交代時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤交代時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に

掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員 の勤労手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額
- 3～5 略

(再任用職員についての適用除外)

第21条の3 第9条の3から第11条の3から第11条まで、第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3及び第21条の規定は、再任用職員 には適用しない。

附 則

- 1～4 略
 - 5 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の適用はない。
- 6～9 略

掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額
- 3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条の3 第6条第3項から第10項まで、第9条の3から第11条まで、第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3及び第21条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

- 1～4 略
 - 5 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の適用はない。
- 6～9 略
- 10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項及び第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号。以下この項において「定年条例」という。）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 定年条例第3条第2項に規定する職員

(5) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第14項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

14 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月

額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 附則第13項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第13項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があつたと認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第12項及び第13項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第12項、第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第12項、第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に對する第20条第5項(第20条の4第4項において準用する場合及び職員の子供休業等)に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第21条の2第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

19 附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に對する職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年栃木県条例第2号)第5条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員が受ける給料に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他の附則第10項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

任用 短時間 勤務員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

別表第4ウの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定 前 任 短 時 間 勤 務 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200
						円 370,600

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

第2条 栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)をいう。 (1) 県立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員及び技術職員 (2) 略 2 略</p> <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略 2～4 略 5 職員の昇給は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める日に、同日前1年間に於ける当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。 6 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)をいう。 (1) 県立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員及び技術職員 (2) 略 2 略</p> <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略 2～4 略 5 職員の昇給は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 6 略</p>

7 教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める日において55歳以上で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める年齢を超えている職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8～10 略

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職
を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定により給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（義務教育等教員特別手当）

第9条の6 略

2 前項の手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員）にあつては、職務の級の別に応じ、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

3・4 略

（超過勤務手当）

第10条の2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条の5第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定

7 教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める日において55歳以上で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める年齢を超えている職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8～10 略

11 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（義務教育等教員特別手当）

第9条の6 略

2 前項の手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員）にあつては、職務の級の別に応じ、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

3・4 略

（超過勤務手当）

第10条の2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条の5第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定

める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（再任用短時間勤務職員）にあつては、38時間45分。以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（教育委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第11条の5第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条の5第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する超勤交代時間を指定された場合において、当該超勤交代時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤交代時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条の5第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する教育委員会規則で定める

める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（定年前任用短時間勤務職員）にあつては、38時間45分。以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（教育委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第11条の5第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち教育委員会規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条の5第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する超勤交代時間を指定された場合において、当該超勤交代時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤交代時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条の5第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する教育委員会規則で定める

割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第13条の2 第7条第3項から第10項まで、第8条の3、第9条の2及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～19 略

附 則

1～19 略

割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第13条の2 第7条第3項から第10項まで、第8条の3、第9条の2及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～19 略

20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以

下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があつたと認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があつたと認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第22項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年栃木県条例第41号)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の額との合計額」とする。

27 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定 年 再 任 用	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
-----------------------	--------	--------	--------	--------

時勤職員	円 234,000	円 274,300	円 303,000	円 331,100	円 415,200
別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。					
定年前再任用時勤職員	基準給料月額 円 225,200	基準給料月額 円 271,100	基準給料月額 円 298,100	基準給料月額 円 324,400	基準給料月額 円 405,200

(栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年栃木県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(給与の種類)		(給与の種類)
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。
2・3 略	2・3 略	2・3 略
(超過勤務手当)		(超過勤務手当)
第9条 略	第9条 略	第9条 略
2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の権限を行う知事により割り振られた1週間の勤務時間(職員のうち地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、38時間45分以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務時間を割り振られた職員に対して、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間(管理者の権限を行う知事が別に定める時間を除く。)について、超過勤務手当を支給する。	2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の権限を行う知事により割り振られた1週間の勤務時間(職員のうち地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、38時間45分以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務時間を割り振られた職員に対して、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間(管理者の権限を行う知事が別に定める時間を除く。)について、超過勤務手当を支給する。	2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の権限を行う知事により割り振られた1週間の勤務時間(職員のうち地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、38時間45分以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務時間を割り振られた職員に対して、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間(管理者の権限を行う知事が別に定める時間を除く。)について、超過勤務手当を支給する。
(給与の減額)		(給与の減額)
第17条 略	第17条 略	第17条 略
2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2	2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2	2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2

条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(いう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他管理者の権限を行う知事が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(いう。))、高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(令和4年栃木県条例第29号)第2条に規定する定年退職日)をいう。以下この項において同じ。)から5年を超えない期間遡った日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(いう。))、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の権限を行う知事が指定する者で、負傷、疾病、老齢等により管理者の権限を行う知事が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。))の介護をするため、管理者の権限を行う知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(いう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(いう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第20条 第5条、第6条、第8条の3、第8条の2、第8条の3、第13条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項

の規定により採用された職員には適用しない。

2 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(いう。))、修学部分休業(当該職員が大学その他管理者の権限を行う知事が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(いう。))、高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年栃木県条例第2号)第2条に規定する定年退職日)をいう。以下この項において同じ。)から5年を超えない期間遡った日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(いう。))、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の権限を行う知事が指定する者で、負傷、疾病、老齢等により管理者の権限を行う知事が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。))の介護をするため、管理者の権限を行う知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(いう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(いう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第20条 第5条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第13条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に

は適用しない。

2 略

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条各号のいずれかに該当する者で、常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。</u>）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2～4 略</p> <p>（一般の退職手当）</p> <p>第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第5条の6から第5条の8までの規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の9の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 11年以上25年未満の期間勤続し、<u>職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例</u></p> <p>第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>定年条例第2条</u>の規定により退職した者（<u>定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。</u>）</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条各号のいずれかに該当する者で、常時勤務に服することを要するもの（<u>以下「職員」という。</u>）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2～4 略</p> <p>（一般の退職手当）</p> <p>第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3の2まで及び第5条の6から第5条の8までの規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の9の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 11年以上25年未満の期間勤続し、<u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（令和4年栃木県条例第29号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 略

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第15項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎

在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いたときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

2 略

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年条例第2条に定める定年退職日の1年前の日までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対しては、第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第5条の3の2 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 略

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者

在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いたときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

2 略

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年条例第2条に定める定年退職日の1年前の日までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対しては、第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第15項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。））」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。））」により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第5条の7 第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
 (1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。）
 次号において同じ。）に60を乗じて得た額

(2) 略

第5条の8 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第5条の7	第5条の2第1項（	第5条の3の規定により読み

第5条の7 第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
 (1) 60以上 特定減額前給料月額

に60を乗じて得た額

(2) 略

第5条の8 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第5条の7	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み

<p>替えて適用する第5条の2第1項の</p>	<p>略</p>	<p>替えて適用する第5条の2第1項の</p>
<p>同項の規定により読み替えて適用する同項の</p>	<p>略</p>	<p>同項の規定により読み替えて適用する同項の</p>
<p>特定減額前給料月額</p>	<p>第5条の7第1号</p>	<p>特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み替えて準用する場合には、特定減額前俸給月額 (同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この号及び次号において同じ。) 及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2) を乗じて得た額の合計額</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

(退職手当の調整額)

第5条の9 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。) の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社 (昭和45年法律第82号) に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社

(退職手当の調整額)

第5条の9 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。) の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社 (昭和45年法律第82号) に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社

(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1)～(8) 略
- 2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第5条の10 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2

及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1)～(4) 略
- 2 略

(功労者に係る退職手当の特例)

第7条 知事が県政のため特に功労があつたと認める職員で、退職するものに対する退職手当の額は、第3条から第5条の3まで及び第5条の6から第5条の10までの規定にかかわらず、第5条から第5条の3までの規定に準じて算定した額に第5条の9に準じて算定した額を加

(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1)～(8) 略
- 2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第5条の10 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)

及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1)～(4) 略
- 2 略

(功労者に係る退職手当の特例)

第7条 知事が県政のため特に功労があつたと認める職員で、退職するものに対する退職手当の額は、第3条から第5条の3の2まで及び第5条の6から第5条の10までの規定にかかわらず、第5条から第5条の3の2までの規定に準じて算定した額に第5条の9に準じて算定した額を加

算した額の範囲内で知事の定める額とすることができる。

2 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第10条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 略

2～17 略

(失業者の退職手当)

第12条 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したとその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他の人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額

算した額の範囲内で知事の定める額とすることができる。

2 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第10条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 略

2～17 略

(失業者の退職手当)

第12条 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したとその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額

を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略

12～17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないとき。

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払

を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略

12～17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないとき。

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払

われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができたる者（次条及び第19条において「失業者手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるときを認められることを理由とし

われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができたる者（次条及び第19条において「失業者手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるときを認められることを理由とし

て、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜらるる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する栃木県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜらるる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜらるる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜらるる処分を行うことができる。

て、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜらるる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する栃木県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜらるる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜらるる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜらるる処分を行うことができる。

処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条第7号の規定を除き、昭和28年8月1日以後の退職による退職手当について適用する。

2 略

処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合は、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条第7号の規定を除き、昭和28年8月1日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 略

3 第1条第7号に規定する職員のこの条例施行前の退職に因る退職手当及び同号以外の職員の昭和28年7月31日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 第1条第7号に規定する職員以外の職員で、昭和28年7月31日に現在在職する職員及び職員以外の公務員であつて、同年8月1日以後引き続き在職する職員となつた者の同年7月31日以前における勤続期間については、附則第5項から附則第9項までの規定によるほか、第9条（第4項を除く。）並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年栃木県条例第32号。以下「条例第32号」という。）附則第9項及び附則第15項の規定の例による。

5 第1条第7号に規定する職員で、この条例施行の日及び同号以外の職員で、昭和28年7月31日に現在在職する職員並びに職員以外の公務員であつて、同年8月1日以後引き続き在職する者となつた者の在職期間に引き続く旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第1条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、その者の勤続期間として通算するものとする。

6 第1条第7号に規定する職員で、この条例施行の日及び同号以外の職員で、昭和28年7月31日に現在在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間

とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員として引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社(昭和59年法律第69号) 附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号) 附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号) 第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号) 附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行っていたもので、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。) 附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続き再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の3分の2の期間

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き旧国民医療法(昭和17年法律第70号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引き継ぎとともに引き続き再び職員となったものの当該医療団職員としての引き続きいた在職期間の3分の2の期間

(3) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し救護員として旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号) 附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。)に服し、かつ、救護員として身分を失った後に引き続き再び職員となったものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間

(4) 先に職員として在職した者であってア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国にあっての特務機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特務機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特務機関職員としての身分を失った後に引き続き在職期間の3分の2の期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府の職員となるため退職し当該外国政府の当該業務の外国にあっての特務機関への引継ぎとともに、引き続き外国特務機関職員となり、かつ、外国特務機関職員としての身分を失った後に引き続き在職期間の3分の2の期間

7 昭和28年7月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に該当するものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きしたものとみなす。

(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続きの遅延のため退職の日の翌々日以後に他に就職することなくその承認又は勸奨を受けた他の任命権者に属する職員となったもの

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となったもの

8 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に該当する者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続きしたものとみなす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和21年勸令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特務機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失った日

9 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勸令（昭和21年勸令第109号）第1条若しくは旧公

職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）第3条の規定により退職させられたもの又は次の各号に掲げる措置によりその者の意思によらないで退職させられたものが、その退職の後、法令の規定又は特別の手續によりこれら措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあっては、当該退職の日）から昭和28年7月31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

(1) 昭和20年10月4日付連合国最高司令官官書書政治的、公民的及び宗教的自由の制限の撤廃に関する件に基づく罷免

(2) 旧教職員の除去、就職禁止及び復職等に関する勅令（昭和21年勅令第263号）第1条又は教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和22年政令第62号）第3条の規定による指定

10 昭和20年8月15日に現に附則第8項に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であった者で同日において本邦外にあったものうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となったもの又は同年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の公務員となり、引き続き職員以外の公務員として在職した後引き続き職員となったものについては、外地官署所属職員等であった期間は、その者の同年8月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の公務員としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の公務員としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあっては当該職員以外の公務員としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の公務員としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

11 前項に規定する者の昭和28年7月31日（同年8月1日以後に附則第8項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第6項及び附則第7項の規定を準用する

ほか第9条(第4項を除く。)の規定の例による。

12 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の公務員として在職し、同日後に引き続き職員となった者又は附則第10項に規定する者のうち、職員としての引き続き在職期間中に在職し、職員又は職員以外の公務員として在職した後にこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に對する一般の退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで、第5条の6から第5条の10まで、条例第32号による改正前の第9条の2第2項及び附則第14項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合(附則第14項に規定する職員若しくは職員以外の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とそれに係る附則第14項において例による附則第12項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の3から第5条の3まで及び第5条の6から第5条の10まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年栃木県条例第52号)附則第2項並びに条例第32号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に對する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(附則第9項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条若しくは第5条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に對する割合(特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

13 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とす。ただし、第1号から第3号までの退職にあっては、整理退職に該当する退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の公務員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の公務員となる場合を含む。）の退職

(2) 職員又は職員以外の公務員が任命者の要請を受けて職員又は職員以外の公務員となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の公務員となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

(3) 附則第6項各号又は附則第7項各号（これらの規定を附則第11項において準用する場合を含む。）の退職

(4) 附則第9項の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

14 職員又は職員以外の公務員から引き続き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続き続いた在職期間（その者が当該在職期間においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最後の退職の日）以後の職員としての引き続き続いた在職期間に限る。）中において、昭和38年3月31日までの間に、職員又は職員以外の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（条例第32号による改正前の第9条の2第1項の退職、附則第13項の特殊退職及び整理退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額については、附則第12項の規定の例による。この場合において、第9条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第14項に規定する職員又は職員以外の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

- 15 この条例の適用を受ける職員であって、昭和20年9月2日以後ソヴエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和20年9月2日以後において、本邦にあった者を除く。）が恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）の規定によって退職したものとみなされたとき、又は昭和28年8月1日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和20年8月15日において受けていた給料月額（その額が別表左欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。）に対応する別表右欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした第4条の規定による退職手当（その退職の日が昭和28年7月31日以前の日であるときは、附則第3項の規定により従前の例によることとされる旧栃木県職員に対する退職手当の臨時措置に関する条例第4条の規定による退職手当）を支給する。
- 16 行政整理のため必要があると認められるときは、これにより退職する職員に対し、第3条から第5条の2まで及び第5条の5の規定にかかわらず、特別の退職手当の額を定めるため、特別の条例を制定することができる。
- 17 昭和28年12月25日以後において、琉球諸島民政府職員（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和28年法律第156号）第2条第3号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）から引き続き職員以外の地方公務員等となり、かつ、引き続き職員となった者に係る当該琉球諸島民政府職員としての在職期間は、職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。
- 18 昭和56年度中に退職した職員のうち、退職の日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和56年栃木県条例第35号）附則第3項の規定の適用を受ける者に対し、この条例を適用する場合には、同項の規定の適用を受けないとした場合の当該退職の日における給料月額をもって、その者の退職手当の額の計算の基礎となる給料月額とする。
- 19 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定により退職した職員及び定年条例附則第2項において準用する定年条例第4条の規定により引き続き勤務した後退職した職員に対する退職手当の額は、定年により退職した者の例により計算して得られる額とする。ただし、その者の非違によることなく勸奨を受けた後当該勸奨

3. 行政整理のため必要があると認められるときは、これにより退職する職員に対し、第2条の3から第5条の3の2まで及び第5条の6から第5条の10までの規定にかかわらず、特別の退職手当の額を定めるため、特別の条例を制定することができる。

を受けた年度を超えて在職した者で知事が別に定めるものに対する退職手当の額は、その者の都合により退職した者の例により計算して得られる額とする。

20 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社

又は旧電信電話公社

の職員として在職した後引き続き職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧専売公社又は旧電信電話公社を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

21 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社として在職した後引き続き在職した職員となった場合は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き旧日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き在職した場合は、その者の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法

第2条第2項に規定する職員としての引き続き在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

22 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道

の職員として在職した後引き続き職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧日本国有鉄道を退職したこ

4 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の職員として在職した後引き続き職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧専売公社又は旧電信電話公社を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

5 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社として在職した後引き続き在職した職員となった場合は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き旧日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き在職した場合は、その者の退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続き在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

6 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)の職員として在職した後引き続き職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧日本国有鉄道を退職したこ

とにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

23 略

24 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第32号

附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで

の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の10第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第24項」とする。

25 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第32号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2

の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

26 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第32号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第24項の規定の例により計算して得られる額とする。

27 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き在職となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

28～30 略

とにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

7 略

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年栃木県条例第32号。以下「条例第32号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3の2まで及び附則第17項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の10第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第32号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項、第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第20項及び第21項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第32号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第18項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

11 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き在職となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12～14 略

15 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の

2に規定する俸給月額^{の減額改定をいう。}によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする。法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第17項」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、

31 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 定年条例による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）第3条ただし書に規定する職員

(2) 定年条例第3条第2項に規定する職員

20 職員の給与に関する条例附則第10項及び栃木県公立学校職員給与条例附則第20項の規定による職員の給料月額の変更（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

21 当分の間、退職した者（給料月額7割措置により給料月額が減額された者に限る。）の基礎在職期間（基礎在職期間の初日が平成18年4月1日以前である者については、同日以後の期間に限る。）中に、給料月額7割措置により給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、人事委員会規則で定める者に対する退職手当の基本額は、人事委員会規則で定めるところによる。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の7割措置前給

料月額に対する割合
 イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
 (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合
 22 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第5条の3、第5条の3の2及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3本文中「定年条例第2条に定める定年退職日の1年前の日」とあるのは「定年条例第3条に定める定年（附則第19項各号に掲げる職員以外の者）については60歳とし、同項第1号に掲げる職員については65歳とする。）に達した日以後における最初の3月31日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の7第1号の項及び第5条の7第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「その者に係る定年（附則第19項各号に掲げる職員以外の者）については60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあっては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3」とする。

23 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、第5条の3本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第19項第1号に掲げる職員	65歳

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職した

ときにおける第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の8の表第5条の6の項、第5条の7第1号の項及び第5条の7第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の8の表第5条の6の項、第5条の7第1号の項及び第5条の7第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 当分の間、第10条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「20年」とあるのは「15年」とするほか、附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表

昭和20年 8月15日 現在の給 料月額	新給料 月額	昭和20年 8月15日 現在の給 料月額	新給料 月額	昭和20年 8月15日 現在の給 料月額	新給料 月額
40円	6,000円	125円	11,550円	280円	23,300円
45	6,200	135	12,450	300	25,100
50	6,650	145	13,400	320	27,300
55	7,150	160	14,600	360	29,500

65	7,650	175	15,800	400	31,900
75	8,150	190	16,400	440	34,500
85	8,650	205	17,800	480	38,800
95	9,250	220	18,500	520	44,800
105	9,850	240	20,000		
115	10,650	260	21,600		

(職員の仕事の宣誓に関する条例の一部改正)

第5条 職員の仕事の宣誓に関する条例(昭和26年栃木県条例第17号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の仕事の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式1(教育職員にあっては別記様式2、警察職員にあっては別記様式3)による宣誓書に署名しこれを朗読してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員については、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の仕事の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式1(教育職員にあっては別記様式2、警察職員にあっては別記様式3)による宣誓書に署名しこれを朗読してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 職員の分限に関する条例(昭和26年栃木県条例第44号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類)</p> <p>第3条 職員の意に反する降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第3条 職員の意に反する降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)</p>

(降給の事由)

第4条 任命権者は、職員が、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員を降格することができる。

- (1)～(3) 略
- 2 略

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第5条 略

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。ただし、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 略
- 2 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)
- 3 第5条第2項の規定は、職員の給与に関する条例附則第10項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が改定されることとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例(昭和26年栃木県条例第45号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(降給の事由)

第4条 任命権者は、職員が、降任された

場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員を降格することができる。

- (1)～(3) 略
- 2 略

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第5条 略

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

- ① 略

改 正 前

改 正 後

(減給の効果)

第4条 減給は、1日以上6月以下 給料及び地域手当の合計額 (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第8号)第3条第2項から第4項までの規定による報酬及び同条第6項の規定による地域手当に相当する報酬に限る。)の額)の10分の1以下を減ずるものとする。

(減給の効果)

第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及び地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第8号)第3条第2項から第4項までの規定による報酬及び同条第6項の規定による地域手当に相当する報酬に限る。)の額)以下「給料等合計額」という。)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料等合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第8条 学校職員の分限に関する条例(昭和31年栃木県条例第33号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類)</p> <p>第4条 学校職員の意に反する降給の種類は、降格(学校職員の意に反して、当該学校職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(学校職員の意に反して、当該学校職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第4条 学校職員の意に反する降給の種類は、降格(学校職員の意に反して、当該学校職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(学校職員の意に反して、当該学校職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)</p>
<p>(降給の事由)</p> <p>第5条 任命権者は、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学校職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(降給の事由)</p> <p>第5条 任命権者は、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学校職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 学校職員の意に反する降任、免職、休職又は降給は、任命権者が当該学校職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。また</p>	<p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 学校職員の意に反する降任、免職、休職又は降給は、任命権者が当該学校職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。</p>

ただし、地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。

附 則

1～3 略

4 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）附則第20項の規定による降給とする」とする。

5 第6条第2項の規定は、栃木県公立学校職員給与条例附則第20項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、教育委員会と協議して人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が改定されることとなつた旨の通知を行うものとする。

（学校職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第9条 学校職員の懲戒に関する条例（昭和31年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（減給の効果）</p> <p>第5条 減給は、1日以上6月以下の範囲で、その発令の日に受ける給料の月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年栃木県条例第41号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額）及び地域手当の月額との合計額（学校職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第10号）第3条第2項から第4項までの規定による報酬及び同条第6項の規定による地域手当に相当する報酬に限る。）の額。以下「給料等合計額」という。）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料等合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第5条 減給は、1日以上6月以下の範囲で、<u>給料</u>の月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年栃木県条例第41号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額）及び地域手当の月額との合計額（学校職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第10号）第3条第2項から第4項までの規定による報酬及び同条第6項の規定による地域手当に相当する報酬に限る。）の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

（学校職員定数条例の一部改正）

第10条 学校職員定数条例（昭和32年栃木県条例第29号）の一部を次のように改正する。

附 則

1～3 略

改正後	改正前
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <p>第3条 略 2 次に掲げる学校職員は、前項の定数に含まないものとする。 (1)～(6) 略 (7) 非常勤の学校職員（昭^和25年法律第261号）<u>第22条</u>の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。） 3 略</p>	<p>(定数) 第3条 略 2 次に掲げる学校職員は、前項の定数に含まないものとする。 (1)～(6) 略 (7) 非常勤の学校職員（地方公務員法（昭^和25年法律第261号）<u>第28条</u>の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。） 3 略</p>
<p>(職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例の一部改正) 第11条 職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例（昭^和43年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p>
<p>(職員の範囲) 第2条 この条例で「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県に勤務する職員のうち、地方公務員法（昭^和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する者（警察職員を除く。）で、常時勤務に服することを要するもの及び地方公務員法<u>第22条</u>の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (2) 略</p>	<p>(職員の範囲) 第2条 この条例で「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県に勤務する職員のうち、地方公務員法（昭^和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する者（警察職員を除く。）で、常時勤務に服することを要するもの及び地方公務員法<u>第28条</u>の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (2) 略</p>
<p>(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正) 第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭^和63年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p>
<p>(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 職員の定年等に関する条例（令^和4年栃木県条例第29号）<u>第4条</u>第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) 略</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 職員の定年等に関する条例（昭^和59年栃木県条例第2号）<u>第4条</u>第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) 略</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第13条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(令和4年栃木県条例第29号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務職員に関する条例の特例)</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td>第6条第4項及び第6項</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項第2号</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td>第15条第2項及び第3項</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略	第6条第4項及び第6項	略	略	第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	に、算出率を乗じて得た額とする	第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	略	略	略	略	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年栃木県条例第2号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務職員に関する条例の特例)</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td>第6条第4項及び第6項</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第6条第11項</td> <td>とする</td> <td>に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項第2号</td> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第15条第2項及び第3項</td> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略	第6条第4項及び第6項	略	略	第6条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第12条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	略	第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	略	略	略	略
略	略	略																																
第6条第4項及び第6項	略	略																																
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	に、算出率を乗じて得た額とする																																
第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	略																																
略	略	略																																
略	略	略																																
第6条第4項及び第6項	略	略																																
第6条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする																																
第12条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	略																																
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	略																																
略	略	略																																
<p>(育児短時間勤務職員に関する条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務職員についての栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td>第6条第4項及び第6項</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項第2号</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第15条第2項及び第3項</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略	第6条第4項及び第6項	略	略	第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	略	第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	略	略	略	略	<p>(育児短時間勤務職員に関する条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務職員についての栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td>第6条第4項及び第6項</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項第2号</td> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第15条第2項及び第3項</td> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略	第6条第4項及び第6項	略	略	第12条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	略	第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	略	略	略	略			
略	略	略																																
第6条第4項及び第6項	略	略																																
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	略																																
第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	略																																
略	略	略																																
略	略	略																																
第6条第4項及び第6項	略	略																																
第12条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	略																																
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	略																																
略	略	略																																

略	略	略	略
第7条第4項及び第6項	略	略	略
第7条第11項	とす		に、算出率を乗じて得た額とする
第10条の2第2項	再任用短時間勤務職員		略
第10条の2第3項	再任用短時間勤務職員		略

(任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)
第23条 任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略			
第12条第2項第2号	再任用短時間勤務職員		略
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員		略
第21条の3(見出しを含む。)	再任用職員		略

(任期付短時間勤務職員についての栃木県公立学校職員給与条例の特例)
第24条 任期付短時間勤務職員についての栃木県公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略			
第10条の2第2項	再任用短時間勤務職員		略
第10条の2第3項	再任用短時間勤務職員		略
略			
第13条の2(見出し)	再任用職員		略

略	略	略	略
第7条第4項及び第6項	略	略	略
第10条の2第2項	定年前再任用短時間勤務職員		略
第10条の2第3項	定年前再任用短時間勤務職員		略

(任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)
第23条 任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略			
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員		略
第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員		略
第21条の3(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員		略

(任期付短時間勤務職員についての栃木県公立学校職員給与条例の特例)
第24条 任期付短時間勤務職員についての栃木県公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略			
第10条の2第2項	定年前再任用短時間勤務職員		略
第10条の2第3項	定年前再任用短時間勤務職員		略
略			
第13条の2(見出し)	定年前再任用短時間勤務職員		略

を含む。)

務職員

を含む。)

(部分休業をすることができない職員)

第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」）という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第26条 部分休業の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第6条の2第1項及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員）を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間（の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする）

2・3 略

附 則

第3条 略

(部分休業をすることができない職員)

第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第26条 部分休業の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第6条の2第1項及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等）を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間（の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする）

2・3 略

附 則

第3条 略

（職員の給与に関する条例附則第10項が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え）

第4条 育児短時間勤務職員に対する職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（栃木県公立学校職員給与条例附則第20項が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え）

第5条 育児短時間勤務職員に対する栃木県公立学校職員給与条例附則第20項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額と

する」とする。	改正後	改正前
<p>(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)</p> <p>第14条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間に</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間に</p>

<p>つき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>つき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>
<p>（年次休暇）</p>	<p>（年次休暇）</p>
<p>第11条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>	<p>第11条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>
<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p>
<p>(2)・(3) 略 2・3 略</p>	<p>(2)・(3) 略 2・3 略</p>
<p>（臨時的に任用された職員等の勤務時間等の特例）</p>	<p>（臨時的に任用された職員等の勤務時間等の特例）</p>
<p>第17条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮した上で、任命権者が別に定めることができる。</p>	<p>第17条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮した上で、任命権者が別に定めることができる。</p>
<p>（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）</p>	<p>（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）</p>
<p>第15条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>第15条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>改正後 （1週間の勤務時間） 第2条 略</p>	<p>改正前 （1週間の勤務時間） 第2条 略</p>

2 略

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間については、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(年次休暇)

第11条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(勤務時間等の特例)

2 略

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間については、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(年次休暇)

第11条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(勤務時間等の特例)

<p>第16条 略</p> <p>2 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間その他の勤務条件については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮した上で、任命権者が別に定めることができる。</p> <p>（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）</p> <p>第16条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>第16条 略</p> <p>2 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間その他の勤務条件については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮した上で、任命権者が別に定めることができる。</p>
<p>改 正 後</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>（栃木県警察職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例の一部改正）</p> <p>第17条 栃木県警察職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例（平成14年栃木県条例第36号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>改 正 前</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>
<p>改 正 後</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の職員で、常時勤務に服することを要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）に対する特別褒賞金の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の職員で、常時勤務に服することを要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）に対する特別褒賞金の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第18条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第10条 略</p> <p>2 特定業務任期付短時間勤務職員に対する職員の給与条例第6条第3項、第4項、第6項及び第7項、第12条第2項並びに第15条第2項及び第3項の規定の適用については、職員の給与条例第6条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする」と、同条第4項、第6項及び第7項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、職員給与条例第12条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。)」と、職員の給与条例第15条第2項及び第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「特定業務任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>3 特定業務任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第7条第3項、第4項、第6項及び第7項、第10条の2第2項及び第3項並びに第12条(見出しを含む。)の規定の適用については、学校職員給与条例第7条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする」と、同条第4項、第6項及び第7項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額に、算出率を乗じて得た額とする」と、学校職員給与条例第10条の2第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(次項において「特定業務任期付短時間勤務職員」という。)」と、同条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「特定業務任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p>第10条 略</p> <p>2 特定業務任期付短時間勤務職員に対する職員の給与条例第6条第3項、第4項、第6項及び第7項、第12条第2項並びに第15条第2項及び第3項の規定の適用については、職員の給与条例第6条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする」と、同条第4項、第6項及び第7項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、職員給与条例第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。)」と、職員の給与条例第15条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「特定業務任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>3 特定業務任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第7条第3項、第4項、第6項及び第7項、第10条の2第2項及び第3項並びに第12条(見出しを含む。)の規定の適用については、学校職員給与条例第7条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする」と、同条第4項、第6項及び第7項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額に、算出率を乗じて得た額とする」と、学校職員給与条例第10条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(次項において「特定業務任期付短時間勤務職員」という。)」と、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「特定業務任期付短時間勤務職員」とする。</p>

<p>と、学校職員給与条例第12条（見出しを含む。）中「扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び寒冷地手当」とあるのは「地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当」とする。</p>	<p>と、学校職員給与条例第12条（見出しを含む。）中「扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び寒冷地手当」とあるのは「地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当」とする。</p>				
<p>（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正） 第19条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年栃木県条例第47号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 1131 981 2049"> <p>（高齢者部分休業の承認） 第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 略 3 地方公務員法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年から10年を減じた年齢とする。</p> </td> <td data-bbox="510 235 981 1131"> <p>（高齢者部分休業の承認） 第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 略 3 地方公務員法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年から5年を減じた年齢とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>（高齢者部分休業の承認） 第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 略 3 地方公務員法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年から10年を減じた年齢とする。</p>	<p>（高齢者部分休業の承認） 第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 略 3 地方公務員法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年から5年を減じた年齢とする。</p>	
改正後	改正前				
<p>（高齢者部分休業の承認） 第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 略 3 地方公務員法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年から10年を減じた年齢とする。</p>	<p>（高齢者部分休業の承認） 第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 略 3 地方公務員法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年から5年を減じた年齢とする。</p>				
<p>（栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正） 第20条 栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1168 1131 1484 2049"> <p>（任命権者の人事行政の運営状況の報告） 第2条 略 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況 (2)～(10) 略</p> </td> <td data-bbox="1168 235 1484 1131"> <p>（任命権者の人事行政の運営状況の報告） 第2条 略 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況 (2)～(10) 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>（任命権者の人事行政の運営状況の報告） 第2条 略 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況 (2)～(10) 略</p>	<p>（任命権者の人事行政の運営状況の報告） 第2条 略 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況 (2)～(10) 略</p>	
改正後	改正前				
<p>（任命権者の人事行政の運営状況の報告） 第2条 略 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況 (2)～(10) 略</p>	<p>（任命権者の人事行政の運営状況の報告） 第2条 略 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況 (2)～(10) 略</p>				

(公表)

第4条 略

2 前項の規定による公表は、栃木県公報への掲載、インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(公表)

第4条 略

2 前項の規定による公表は、栃木県公報への掲載、インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第21条 職員の再任用に関する条例(平成13年栃木県条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中職員の退職手当に関する条例第12条の改正規定、同条例附則第27項の改正規定(「附則第11条」を「附則第13条」に改める部分に限る。)及び同条例附則第31項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。)並びに附則第5条第2項及び第3項並びに第11条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第10項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらは第2項(これらは改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。))を除く。以下この項及び次項において同じ。))の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項、第15条第2項及び第3項並びに附則第5項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

7 新給与条例第20条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 職員の給与に関する条例第6条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第9条の3から第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3並びに第21条並びに新給与条例第6条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に必要事項は、人事委員会規則で定める。
(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例(以下「新学校給与条例」という。)附則第20項から第27項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される栃木県公立学校職員給与条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第2項の規

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしていて、暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とす」とあるのは、「に、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間と同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される栃木県公立学校職員給与条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間と同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校給与条例第10条の2第2項及び第3項の規定を適用する。

6 栃木県公立学校職員給与条例第7条第3項、第4項、第6項及び第8項から第10項まで、第8条の3、第9条の2並びに第9条の3並びに新学校給与条例第7条第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に必要事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

(栃木県企業局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 栃木県企業局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3、第8条の2、第8条の3、第13条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に必要事項は、管理者の権限を行う知事が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

2 新退職手当条例第12条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

3 新退職手当条例附則第16項の規定は、退職職員(退職した新退職手当条例第2条第1項に規定する職員をいう。)であつて職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が令和4年4月1日以後であるものについて適用する。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第5条の規定による改正後の職員の職務の宣誓に関する条例第2条第1項の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第14条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項、第3条第1項及び第2項、第4条第2項、第11条第1項並びに第17条の規定を適用する。

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第15条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項、第3条、第11条第1項及び第16条第2項の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 暫定再任用職員に対する第16条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用される職員を除く。)」とする。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第19条の規定による改正後の職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「規定する定年」とあるのは「規定の日において定められている当該職員に係る定年に達する日」が令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間である場合においては、同条例附則第2条第1項(同条例第3条第2項に規定する者)については、同条例附則第2条第2項)の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。次に掲げる期間の区分に応じ、同項中「10年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	7年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	8年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	9年

(人事委員会規則への委任)

第11条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年栃木県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第9条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公</p>	<p>附則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第9条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公</p>

務員等として在職した後引き続き退職した者となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3まで規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定により計算して得られる額とする。

8 条例第52号附則第2項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第5条の6から第5条の10まで、条例第52号附則第2項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第32号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。

9 略

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第5条の10の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第5条の6から第5条の10までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第52号附則第2項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

務員等として在職した後引き続き退職した者となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第17項若しくは第18項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3の2まで及び附則第17項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項、同条例第5条の2(同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)並びに附則第20項及び第21項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第18項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定により計算して得られる額とする。

8 条例第52号附則第2項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、職員の退職手当に関する条例第2条の3から第5条の3の2まで及び第5条の6から第5条の10まで、条例第52号附則第2項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第32号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と職員の退職手当に関する条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。

9 略

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する職員の退職手当に関する条例第2条の3及び第5条の10の規定による退職手当の額は、同条例第2条の3から第5条の3の2まで及び第5条の6から第5条の10までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第52号附則第2項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

<p>(1) 新条例 第2条の3から第5条の3 まで及び第5条の6から第5条の10まで、 条例第52号附則第2項並びにこの 条例附則第5項から附則第8項までの 規定により計算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>15～39 略</p>	<p>(1) 職員の退職手当に関する条例第2条の3から第5条の3の2まで及び 第5条の6から第5条の10まで、条例第52号附則第2項並びにこの 条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>15～39 略</p>
<p>(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正) 第13条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年栃木県条例第59号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で新条例 第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職 手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規 定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年とし て新条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に 関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職 手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規 定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年とし て同条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 略</p>
<p>(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正) 第14条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行 の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより職員の退職 手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者 をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前 日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、そ の者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、こ の条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項におい て「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第5条の5及び附 則第24項から第26項までの規定、附則第8条の規定による改正前の職員 の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年栃木県条例第 32号）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第9条の規定による</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行 の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより職員の退職 手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者 をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前 日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、そ の者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、こ の条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項におい て「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第5条の5及び附 則第24項から第26項までの規定、附則第8条の規定による改正前の職員 の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年栃木県条例第 32号）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第9条の規定による</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">改 正 後</p>

改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年栃木県条例第59号）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第2条の3から第5条の3の2まで及び第5条の6から第5条の10まで並びに附則第8項から第10項までの規定、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年栃木県条例第32号）附則第5項から第7項までの規定、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年栃木県条例第59号）附則第12項の規定並びに附則第4条及び第5条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 略

(人事課)

栃木県条例第31号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条関係）		別表第1（第2条、第3条関係）	
1～18 略	略	1～18 略	略
18の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第1号から第8号まで及び第13号に掲げるもの）にあっては、法第6条の3第9項から第12項まで及び第39条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限	略	18の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第1号から第6号まで及び第9項から第12項まで及び第39条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限	略

る。)	
(1)～(5) 略	
(6) <u>法第59条第7項の規定による通知</u>	
(7)～(10) 略	
(11)・(12) 略	
18の3～42 略	

る。)	
(1)～(5) 略	
(6) <u>法第59条第7項の規定による情報の提供の要求</u>	
(7) <u>法第59条第8項の規定による通知</u>	
(8) <u>法第59条第9項の規定による公表</u>	
(9)～(12) 略	
(13) <u>法第59条の2の6の規定による協力要請</u>	
(14)・(15) 略	
18の3～42 略	

別表第2 (第2条関係)

1～16 略	
16の2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるものの	
(1)～(5) 略	
(6) <u>法第10条第2項の規定による医療受給者証の提出の要求（第3号及び第4号の申請に係るものに限る。）</u>	
(7)～(11) 略	
17～31 略	

別表第2 (第2条関係)

1～16 略	
16の2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるものの	
(1)～(5) 略	
(6) <u>法第10条第3項の規定による医療受給者証の提出の要求（第3号及び第4号の申請に係るものに限る。）</u>	
(7)～(11) 略	
17～31 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県条例第32号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の一部を改正する条例

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(11) 略
- (12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこととその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の

条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち 当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード)をいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

(目的)

第1条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするために共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(11) 略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者との使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定 により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定 により行われた申請等は、同項の 県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしてしているものは、当該条例等の規定にかかわらず、

氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもつてすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により、規則等で定める電子情報処理組織を使用することができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け取る旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち 当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定 により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定 により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとして

電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該条例等に関する規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する規定を適用する。

については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該条例等に関する規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができ

る。
2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する規定を適用する。

3 作成等のうち 当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって 代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第8条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第9条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第2条第8号に規定する申請等（新条例第2条第9号に規定する申請等）又は処分通知等（新条例第2条第9号に規定する処分通知等））について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第8号に規定する申請等（旧条例第2条第9号に規定する処分通知等）をいう。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものととしてしているもの

にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行われ又は行うことができる 申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用 に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第8条 略

改正後	改正前
<p>4 職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <p>(旅行命令等) 第4条 略 2～6 略 7 第4項に規定する旅行命令簿等の提示については、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号）第4条の規定は、適用しない。 8 略 (旅費の請求手続) 第13条 略 2～5 略 6 第1項に規定する請求書又は書類の提出については、<u>栃木県行政手続技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>第3条の規定は、適用しない。 7 略</p> <p>(栃木県県条例の一部改正) 5 栃木県県条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(種別割の徴収の方法の特例) 第111条 種別割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号）第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法施行規則第9条の16に規定する方法により徴収することができる。</p>
<p>(種別割の徴収の方法の特例) 第111条 種別割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号）第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法施行規則第9条の16に規定する方法により徴収することができる。</p>	<p>(種別割の徴収の方法の特例) 第111条 種別割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号）第3条第1項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法施行規則第9条の16に規定する方法により徴収することができる。</p>

(栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
 6 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) 略 (10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することを用いる。ただし、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号)第2条第8号に掲げる申請等として行うものを除く。 (11) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) 略 (10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することを用いる。ただし、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号)第2条第8号に掲げる申請等として行うものを除く。 (11) 略</p>

(行政改革ICT推進課)

栃木県条例第33号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条、第3条、第5条関係) 1～502 略 503 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項及び<u>第16条第1項</u>の規定に基づく普通免許状の授与(同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定めを含む。)</p>	<p>別表第1(第2条、第3条、第5条関係) 1～502 略 503 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項及び<u>第16条の2第1項</u>の規定に基づく普通免許状の授与(同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定めを含む。)</p>
<p>504 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授</p>	<p>504 教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授</p>

<p>与 505 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与(同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定めを含む。) 506～508 略</p>	<p>略 505 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与(同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定めを含む。) 506～508 略 508の2 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請に対する審査 508の3 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請に対する審査 508の4 略 508の5 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項又は第3項第3号の規定に基づく確認の申請に対する審査 508の6 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期の申請に対する審査 508の7 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項の規定に基づく認定の申請に対する審査 509～517 略</p>
<p>略</p>	<p>3,300円 2,000円 3,300円 2,000円 3,300円 2,000円 3,300円</p>
<p>508の2 略</p>	<p>略</p>
<p>509～517 略 備考 略</p>	<p>備考 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第34号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年栃木県条例第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第15条 略</p> <p>(情報通信技術の利用)</p> <p>第16条 <u>第2条第1項の規定による提出、第3条第1項の規定による提出、同条第2項(第4条、第7条第2項及び第13条第2項(第15条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)</u>の規定による添付、<u>第5条の規定による提出、第7条第1項の規定による提出、第8条(第9条及び第14条において準用する場合を含む。)</u>の規定による提出、<u>第10条(第15条において準用する場合を含む。)</u>の規定による提出及び<u>第12条(第15条において準用する場合を含む。)</u>の規定による提出(以下「提出等」という。)<u>については、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出等は、当該提出等を受ける知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の提出等については、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成16年栃木県条例第5号)第3条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>4 第6条及び第11条(第15条において準用する場合を含む。)</u>の規定による閲覧については、規則で定めるところにより、書面等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。))<u>第3条第5号に規定する書面等をいう。以下同じ。)</u>に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p> <p><u>5 前項の閲覧については、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第5条の規定は適用しない。</u></p> <p>(<u>情報通信技術活用法の適用</u>)</p>	<p>第15条 略</p>

第17条 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により、法第74条に規定する提出及び届出については、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2. 情報通信技術活用法第7条第1項の規定により、法第74条に規定する通知及び交付（以下「通知等」という。）については、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け取る旨の規則で定める方式による表示をする場
合に限る。

3. 情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、法第74条に規定する縦覧及び閲覧については、規則で定めるところにより、書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

（電子文書法の適用）

第18条 特定非営利活動法人は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の規定により、法第75条に規定する

備置きについて、規則で定めるところにより、書面（電子文書法第2条第3号に規定する書面をいう。以下同じ。）の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 特定非営利活動法人は、電子文書法第4条第1項の規定により、法第75条に規定する

作成
について、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

3 特定非営利活動法人は、電子文書法第5条第1項の規定により、法第75条に規定する

縦覧について、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

（電磁的記録による保存等）

第16条 特定非営利活動法人は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の規定により、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置き、法第28条第1項及び第2項の規定による備置き、法第35条第1項の規定による備置き、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による備置き並びに法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置きについて、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 特定非営利活動法人は、電子文書法第4条第1項の規定により、法第14条の規定による作成、法第28条第1項の規定による作成、法第35条第1項の規定による作成及び法第54条第2項及び第3項の規定による作成について、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

3 特定非営利活動法人は、電子文書法第5条第1項の規定により、法第28条第3項の規定による縦覧、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧並びに法第52条第4項及び第5項並びに法第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による縦覧について、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

第17条 略

(県民文化課)

則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

第19条 略

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

栃木県条例第35号

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木県道路占用料徴収条例（昭和28年栃木県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
占用物件	占用料（単位 円）	占用物件	占用料（単位 円）
	単位		第3級地
略 令第7条第2号に掲げる工作物 令第7条第3号に掲げる施設	略	略 令第7条第2号に掲げる工作物	略
	<u>A×0.033</u>		略 平方メートルにつき1年
略 令第7条第8号に掲げる施設 略 令第7条第13号に掲げる施設 令第7条第14号に掲げる施設	略	略 令第7条第8号に掲げる施設 略 令第7条第13号に掲げる施設	略
	<u>A×0.033</u>		略 平方メートルにつき1年

<p>備考 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年11月1日から施行する。</p> <p>栃木県条例第36号 栃木県建築基準条例の一部を改正する条例 (栃木県建築基準条例の一部改正)</p> <p>第1条 栃木県建築基準条例(昭和57年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>備考 略</p> <p>(道路保全課)</p>																																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改 正 後</th> <th style="width: 50%;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第45条 この条例の規定は、法第85条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</p> <p>(栃木県手数料条例の一部改正)</p> <p>第2条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第45条 この条例の規定は、法第85条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第45条 この条例の規定は、法第85条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</p> <p>(栃木県手数料条例の一部改正)</p> <p>第2条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第45条 この条例の規定は、法第85条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改 正 後</th> <th style="width: 50%;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>別表第1(第2条、第3条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～449 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>450 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>450の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>451～455の3の3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>455の3の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>455の3の5 建築基準法第87条の</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～449 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>450 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>450の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>451～455の3の3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>455の3の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>455の3の5 建築基準法第87条の</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody></table>	改 正 後	改 正 前	<p>別表第1(第2条、第3条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～449 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>450 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>450の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>451～455の3の3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>455の3の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>455の3の5 建築基準法第87条の</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	略	1～449 略			450 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略	450の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略	451～455の3の3 略			455の3の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査		略	455の3の5 建築基準法第87条の		略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～449 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>450 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>450の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>451～455の3の3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>455の3の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>455の3の5 建築基準法第87条の</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	略	1～449 略			450 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略	450の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略	451～455の3の3 略			455の3の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査		略	455の3の5 建築基準法第87条の		略
改 正 後	改 正 前																																																		
<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第45条 この条例の規定は、法第85条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</p> <p>(栃木県手数料条例の一部改正)</p> <p>第2条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第45条 この条例の規定は、法第85条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。</p>																																																		
改 正 後	改 正 前																																																		
<p>別表第1(第2条、第3条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～449 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>450 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>450の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>451～455の3の3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>455の3の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>455の3の5 建築基準法第87条の</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	略	1～449 略			450 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略	450の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略	451～455の3の3 略			455の3の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査		略	455の3の5 建築基準法第87条の		略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～449 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>450 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>450の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>451～455の3の3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>455の3の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>455の3の5 建築基準法第87条の</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	略	1～449 略			450 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略	450の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略	451～455の3の3 略			455の3の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査		略	455の3の5 建築基準法第87条の		略								
事 務	金 額	略																																																	
1～449 略																																																			
450 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略																																																	
450の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略																																																	
451～455の3の3 略																																																			
455の3の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査		略																																																	
455の3の5 建築基準法第87条の		略																																																	
事 務	金 額	略																																																	
1～449 略																																																			
450 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略																																																	
450の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		略																																																	
451～455の3の3 略																																																			
455の3の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査		略																																																	
455の3の5 建築基準法第87条の		略																																																	

<p>3 第7項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査 455の4～517 略 備考 略</p>	<p>3 第6項の規定に基づく建築物の一時的な使用に係る許可の申請に対する審査 455の4～517 略 備考 略</p>
<p>(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正) 第3条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>別表第1 (第2条、第3条関係) 1～36の2 略 37 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの (1)～(52) 略 (53) 法第85条第6項の規定による許可の申請の受理等 (54) 法第85条第7項の規定による許可の申請の受理等 (55)～(95) 略 (96) 法第87条の3第6項の規定による許可の申請の受理等 (97) 法第87条の3第7項の規定による許可の申請の受理等 (98)～(120) 略 37の2～42 略</p>	<p>別表第1 (第2条、第3条関係) 1～36の2 略 37 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの (1)～(52) 略 (53) 法第85条第5項の規定による許可の申請の受理等 (54) 法第85条第6項の規定による許可の申請の受理等 (55)～(95) 略 (96) 法第87条の3第5項の規定による許可の申請の受理等 (97) 法第87条の3第6項の規定による許可の申請の受理等 (98)～(120) 略 37の2～42 略</p>
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。 (建築課)</p>	